

豊川市公契約審議会について

1. 趣旨

豊川市公契約条例の施行（平成31年2月1日施行、豊川市公契約審議会に係る規定については、平成30年9月27日施行）に伴い、労働報酬下限額その他公契約に係る重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議するため、豊川市公契約審議会を設置する。

2. 根拠法令等

豊川市公契約条例第14条に規定する「豊川市公契約審議会」
豊川市公契約審議会運営要領

3. 審議事項

- ・特定公契約（豊川市公契約条例施行規則で規定）において、事業者（受注者及び下請負者等）が労働者に支払う賃金等の下限額（労働報酬下限額）
- ・公契約に係る重要事項

*特定公契約

- (1) 総合評価落札方式による契約
- (2) 予定価格が1億円以上の工事請負契約
- (3) 予定価格が1,000万円以上の業務委託契約のうち、次に掲げる業務に係るもの
 - ア 庁舎その他施設の建物清掃業務
 - イ 除草及び草刈業務
 - ウ 樹木管理業務
 - エ 庁舎その他施設の受付、案内等業務
 - オ 給食調理等業務
- (4) 上限額が1,000万円以上の公募による指定管理協定
- (5) 上記に定めるもののほか、適正な賃金等の水準を確保するため、市長が特に必要があると認めるもの